



2019年8月26日

～日常生活における法的トラブルに対応～
「しんきんの傷害保険」で弁護士費用補償プランを発売

共栄火災海上保険株式会社(本社:東京都港区新橋1-18-6、社長:助川 龍二)は、信用金庫の窓販専用商品として提供する「しんきんの傷害保険」において、2019年10月より、日常生活における法的トラブルによる弁護士への相談費用や委任費用を補償する「弁護士費用補償プラン」を発売します。



「しんきんの傷害保険」は、信用金庫の職員の皆様が販売しやすく、また、お客様に幅広くご案内できる窓販専用商品として2009年から提供しています。ケガに対する補償のほか、オプションで日常生活における損害賠償責任を補償する保険商品で、現在、約27万人のお客様にご加入いただき、当社の主力商品のひとつとなっています。



しんきんの傷害保険(標準傷害保険)のパンフレット
(表紙は、信用金庫イメージキャラクターの咲坂実杏さん)



近年、信用金庫のお客様からは、当社に「被害者として賠償事故に巻き込まれたが、加害者から十分な対応をしてもらえない」「日常生活で法的トラブルに巻き込まれ、精神的・経済的な負担を強いられた」といったお悩みや、「弁護士に関する情報がなく、相談したいが敷居が高い」「弁護士に相談した際の費用がどのくらいかかるか心配だ」といったご相談が多く寄せられ、加えて、こうした事例に対する“備え”をしたいとのご要望が寄せられています。

当社は、お客様からのご要望にお応えするため、信用金庫の窓口で販売する「しんきんの傷害保険」において、これまでの補償プランに加え、日常生活における法的トラブルによる弁護士への相談費用や委任費用を補償する「弁護士費用補償プラン」を2019年10月より発売することとしました。

「弁護士費用補償プラン」にセットされる「弁護士相談・委任費用補償特約」では、ご加入者が被害者として「被害事故」「人格権侵害」「労働関連」「借地・借家」「離婚調停」「遺産分割調停」に関する法的トラブルに巻き込まれた場合に、弁護士への相談やトラブル解決の委任に要する費用を補償します。

また、同特約で保険金のお支払い対象となる場合には、日本弁護士連合会のリーガル・アクセス・センター(LAC)を通じて弁護士をご紹介するサービスを無償で提供します。

■ 弁護士費用補償プランで対象となる法的トラブルの具体事例

分類	具体事例
被害事故	<ul style="list-style-type: none"> ●歩行中に自転車に追突され、ケガを負わされたが、相手が不誠実で、交渉に応じてくれない。 ●投資詐欺に遭い、詐取された金額を取り戻したい。 ●虚偽の説明で偽物の絵画を買わされたが、支払った金額を取り戻したい。
人格権侵害	<ul style="list-style-type: none"> ●学校で子どもがいじめにあい、登校ができずに引きこもりになってしまった。学校に相談したが、いじめを認めず応じてくれない。 ●個人を特定できる情報とともに、セクハラやパワハラをしているとの偽情報を広く流された。慰謝料を請求したい。
労働関連	<ul style="list-style-type: none"> ●職場の上司からパワハラを受けて体調を崩し、休職を余儀なくされた。慰謝料を請求したい。 ●サービス残業を強いられた。未払いの残業手当を請求したい。
借地・借家	<ul style="list-style-type: none"> ●突然退去を求める賃貸アパートの家主に、引越し代を請求したい。 ●賃貸住宅からの退去時に、本来返還されるはずの敷金が返ってこないの、返還請求したい。

弁護士費用補償プランで補償

弁護士に法律相談を行う場合
弁護士相談費用
 保険金額10万円^(※1)

弁護士にトラブル解決を委任する場合
弁護士委任費用
 保険金額300万円^(※2)

(※1) 保険期間(1年間)中の限度額

(※2) 保険期間(1年間)中の限度額。なお、費用の10%相当額はお客様負担となります。

● 弁護士費用補償プランでは、上記のほか、「離婚調停や遺産分割調停などの親族間トラブル」も対象となります。



当社は、全国の信用金庫を通じて、このたび発売する「弁護士費用補償プラン」を積極的にご案内するとともに、お客様のご要望を踏まえ、引き続き商品内容の充実を図ってまいります。